



鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)

号外第46号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例(6)(総務課).....	5
	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例(7)(教育・学術振興課).....	6
	鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(8)(職員課).....	7
	東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例(9)(市町村振興課).....	8
	鳥取県木の住まい建設資金助成条例(10)(住宅政策課).....	12
	鳥取県育英奨学事業特別会計条例(11)(教育委員会事務局高等学校課).....	13
	鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(12)(審査指導室).....	14

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、地方自治法の規定に基づき、鳥取県立大山自然歴史館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

2 設置(第2条関係)

大山を中心とする地域における豊かな自然、歴史及び文化に関する資料を展示してその魅力を鳥取県の内外に発信するとともに、自然を大切にすることを旨として、鳥取県立大山自然歴史館(以下「自然歴史館」という。)を西伯郡大山町に設置することとした。

3 行為の制限等(第3条関係)

(1) 自然歴史館においては、次の行為をしてはならないこととした。

ア 自然歴史館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

イ 所定の場所以外の場所において喫煙すること。

ウ みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

エ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

オ その他知事が別に定める行為

(2) 知事は、(1)に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命ずることができることとした。

4 措置命令(第4条関係)

知事は、自然歴史館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

5 権限の委任(第5条関係)

3の(2)及び4の知事の権限は、自然歴史館の館長に委任することとした。

6 規則への委任(第6条関係)

この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

7 施行期日等

- (1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- (2) 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園の大規模な修繕及び耐震改修（以下「大規模修繕等」という。）に要する経費の一部を助成することにより、私立高等学校等における教育環境の整備を促進することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において用いる用語の意義を定めることとした。

3 補助金の交付（第3条関係）

県は、1の目的を達成するため、大規模修繕等（知事が別に定めるものに限る。以下同じ。）を実施した学校法人に対し、予算の範囲内で私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとした。

4 補助金の額（第4条関係）

補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に大規模な修繕にあっては3分の1を、耐震改修にあっては6分の1を乗じて得た額以下とすることとした。

5 その他（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失うこととした。
- (3) この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、3及び4は、この条例の失効後も、なおその効力を有することとした。

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 報告事項（第2条関係）

任命権者が法の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とすることとした。

- (1) 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 営利企業等の従事の許可その他の職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の健康管理に関する福祉の状況
- (8) 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況
- (9) その他知事が必要と認める事項

3 報告の時期（第3条関係）

任命権者は、毎年8月末までに、知事に対し、2の事項を報告しなければならないこととした。

4 人事委員会の報告事項（第4条関係）

人事委員会が法の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とすることとした。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

5 人事委員会の報告（第5条関係）

人事委員会は、毎年8月末までに、知事に対し、4の事項を報告しなければならないこととした。

6 公表の時期（第6条関係）

知事は、法の規定による報告を受けたときは、2の報告を取りまとめ、毎年10月末までに、その概要及び4の報告を公表しなければならないこととした。

7 公表の方法（第7条関係）

6の公表は、次に掲げる方法で行うこととした。

- (1) 鳥取県公報に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他規則で定める方法により県民の閲覧に供する方法

8 規則への委任（第8条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

9 施行期日

この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例

- 1 次の表の左欄に掲げる条例について、東伯郡北条町及び同郡大栄町を廃し、新たに同郡北栄町を設置することに伴い、同表の右欄に掲げる内容の改正を行うこととした。（第1条～第5条関係）

条 例 名	内 容
鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	地方自治法に基づき新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理の事務等を処理する町の改正
天神川流域下水道条例	天神川流域下水道に接続する公共下水道を管理する町の表示等の改正
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例	大野団地等の位置及び委託先の町名の表示の改正
鳥取県立高等学校等設置条例	鳥取県立鳥取中央育英高等学校の位置の表示の改正
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例	警察署の位置及び管轄区域の表示の改正

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成17年10月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県木の住まい建設資金助成条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材（以下「県産材」という。）を活用した木造住宅の建設等に要する資金の一部を助成することにより、県産材の需要拡大と地場産業の振興に寄与することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において用いる用語の意義は、次に定めるところによることとした。

- (1) 県産材活用住宅 県産材を10立方メートル以上使用して建設される木造住宅をいう。
- (2) 県産材活用住宅の建設等 新たに県産材活用住宅を建設し、又は新たに建設された県産材活用住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。

3 補助金の交付(第3条関係)

県は、1の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をした者に対し、予算の範囲内で木の住まい建設資金補助金(以下「補助金」という。)を交付することとした。

4 補助金の額(第4条関係)

補助金の額は、使用する県産材の量に1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額(1戸につき60万円を限度とする。)とすることとした。

5 その他(第5条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失うこととした。
- (3) この条例の失効に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、地方自治法施行令の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の範囲を定めることを目的とすることとした。

2 長期継続契約を締結することができる契約(第2条関係)

長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とすることとした。

- (1) 次に掲げる物品を借り受ける契約(商慣習上複数年にわたり契約を締結することが通例であるものに限る。)

ア 複写機、コンピュータ(入出力装置を含む。)その他の事務用機器(一般の事務の用に供するものに限る。)

イ 駐車場の管理の用に供する機器その他の庁舎及び公有地の管理の用に供する機器

- (2) (1)に掲げる物品(県が所有し、又は使用するものに限る。)の保守点検その他の維持管理に必要な役務の提供を受ける契約

3 議会への報告(第3条関係)

知事は、長期継続契約を締結したときは、契約の相手方、契約金額、契約期間その他の契約の内容を、当該長期継続契約を締結した日以降の最初の鳥取県議会に報告しなければならないこととした。

4 委任(第4条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第6号

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立大山自然歴史館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 大山を中心とする地域における豊かな自然、歴史及び文化に関する資料を展示してその魅力を鳥取県の内外に発信するとともに、自然を大切にすることを旨として、鳥取県立大山自然歴史館(以下「自然歴史館」という。)を西伯郡大山町に設置する。

(行為の制限等)

第3条 自然歴史館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 自然歴史館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙すること。
- (3) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (5) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第4条 知事は、自然歴史館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第5条 第3条第2項及び前条に規定する知事の権限は、自然歴史館の館長に委任する。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例(昭和51年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(設置) 第2条 鳥取県の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るため、鳥取県立山陰海岸自然科学館(以下「自然科学館」という。)を岩美郡岩美町に設置する。</p> <p>(管理の委託) 第3条 知事は、自然科学館の施設設備の保全及び各種資料の展示に関する事務を岩美町に委託する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立自然科学館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るため、鳥取県立自然科学館(以下「自然科学館」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立大山自然科学館</td> <td style="text-align: center;">西伯郡大山町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立山陰海岸自然科学館</td> <td style="text-align: center;">岩美郡岩美町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理の委託) 第3条 知事は、次の表の左欄に掲げる自然科学館の施設設備の保全及び各種資料の展示に関する事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委託する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立大山自然科学館</td> <td style="text-align: center;">財団法人自然公園美化管理財団</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立山陰海岸自然科学館</td> <td style="text-align: center;">岩美町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県立大山自然科学館	西伯郡大山町	鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美郡岩美町	名 称	委 託 先	鳥取県立大山自然科学館	財団法人自然公園美化管理財団	鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美町
名 称	位 置												
鳥取県立大山自然科学館	西伯郡大山町												
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美郡岩美町												
名 称	委 託 先												
鳥取県立大山自然科学館	財団法人自然公園美化管理財団												
鳥取県立山陰海岸自然科学館	岩美町												

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第7号

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園の大規模な修繕及び耐震改修(以下「大規模修繕等」という。)に要する経費の一部を助成することにより、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園にお

ける教育環境の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立高等学校 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(以下「私立学校」という。)のうち、高等学校をいう。
- (2) 私立中学校 私立学校のうち、中学校をいう。
- (3) 私立幼稚園 私立学校のうち、幼稚園をいう。
- (4) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。
- (5) 学校法人 私立学校法第3条に規定する学校法人をいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、大規模修繕等(知事が別に定めるものに限る。以下同じ。)を実施した学校法人に対し、予算の範囲内で私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額(知事が別に定める額を限度とする。)に大規模な修繕にあつては3分の1を、耐震改修にあつては6分の1を乗じて得た額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第8号

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告事項)

第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

- (3) 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 営利企業等の従事の許可その他の職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の健康管理に関する福祉の状況
- (8) 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況
- (9) その他知事が必要と認める事項

(報告の時期)

第3条 任命権者は、毎年8月末までに、知事に対し、前条各号に規定する事項を報告しなければならない。

(人事委員会の報告事項)

第4条 人事委員会が法第58条の2第2項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(人事委員会の報告)

第5条 人事委員会は、毎年8月末までに、知事に対し、前条各号に規定する事項を報告しなければならない。

(公表の時期)

第6条 知事は、法第58条の2第1項及び第2項の規定による報告を受けたときは、同条第3項の規定により、同条第1項の規定による報告を取りまとめ、毎年10月末までに、その概要及び同条第2項の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 鳥取県公報に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他規則で定める方法により県民の閲覧に供する方法

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第9号

東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後

別表（第2条関係）

事 務	市町村等
1及び1の2 略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村
1の4～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町
9～24の6 略	
24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(22) 略	倉吉市、東伯郡琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町
25 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定	倉吉市、東伯郡琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町

改 正 前

別表（第2条関係）

事 務	市町村等
1及び1の2 略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町（北条町を除く。）並びに西伯郡の町村
1の4～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
9～24の6 略	
24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(22) 略	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡大山町
25 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡大山町

26及び27 略		26及び27 略	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(13) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(13) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町	29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
30~48 略		30~48 略	

(天神川流域下水道条例の一部改正)

第2条 天神川流域下水道条例(昭和58年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(流域関連公共下水道) 第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町及び北栄町が管理する公共下水道(旧泊村及び旧大栄町の管理に属していた公共下水道の全部並びに旧北条町の管理に属していた公共下水道のうち知事が別に定めるものを除く。)とする。	(流域関連公共下水道) 第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、北条町及び湯梨浜町が管理する公共下水道(旧泊村の管理に属していた公共下水道を除く。)とする。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
別表第1(第2条の2関係)	別表第1(第2条の2関係)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鴨川団地</td> <td>倉吉市関金町安歩</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>みどり団地</td> <td>東伯郡琴浦町大字光</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鴨川団地	倉吉市関金町安歩	略		みどり団地	東伯郡琴浦町大字光	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鴨川団地</td> <td>倉吉市関金町安歩</td> </tr> <tr> <td>大野団地</td> <td>東伯郡北条町国坂</td> </tr> <tr> <td>栄第1団地</td> <td>東伯郡大栄町大字亀谷</td> </tr> <tr> <td>栄第2団地</td> <td>東伯郡大栄町大字島</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>みどり団地</td> <td>東伯郡琴浦町大字光</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鴨川団地	倉吉市関金町安歩	大野団地	東伯郡北条町国坂	栄第1団地	東伯郡大栄町大字亀谷	栄第2団地	東伯郡大栄町大字島	略		みどり団地	東伯郡琴浦町大字光
名 称	位 置																										
略																											
鴨川団地	倉吉市関金町安歩																										
略																											
みどり団地	東伯郡琴浦町大字光																										
名 称	位 置																										
略																											
鴨川団地	倉吉市関金町安歩																										
大野団地	東伯郡北条町国坂																										
栄第1団地	東伯郡大栄町大字亀谷																										
栄第2団地	東伯郡大栄町大字島																										
略																											
みどり団地	東伯郡琴浦町大字光																										

大野団地	東伯郡北栄町国坂
栄第1団地	東伯郡北栄町亀谷
栄第2団地	東伯郡北栄町大島
略	

別表第2(第26条関係)

名 称	委託先
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地 鴨川団地	倉吉市
略	
東伯団地 浦安団地 赤碓港団地 城山団 地 成美団地 みどり団地	琴浦町
大野団地 栄第1団地 栄第2団地	北栄町
略	

略	
---	--

別表第2(第26条関係)

名 称	委託先
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地 鴨川団地	倉吉市
大野団地	北条町
栄第1団地 栄第2団地	大栄町
略	
東伯団地 浦安団地 赤碓港団地 城山団 地 成美団地 みどり団地	琴浦町
略	

(鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正)

第4条 鳥取県立高等学校等設置条例(昭和39年鳥取県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
(鳥取県立高等学校の設置) 第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。	(鳥取県立高等学校の設置) 第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取中央育英高等学校</td> <td>東伯郡北栄町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡北栄町	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取中央育英高等学校</td> <td>東伯郡大栄町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡大栄町	略	
名 称	位 置																
略																	
鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡北栄町																
略																	
名 称	位 置																
略																	
鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡大栄町																
略																	

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第5条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域			別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
略			略		
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市並びに東伯郡のうち三朝町、湯梨浜町及び北栄町	鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市並びに東伯郡のうち北条町、三朝町、大栄町及び湯梨浜町
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた申請等に対する第1条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表1の3の項、8の2の項から8の4の項まで、24の7の項、25の項、28の項及び29の項に掲げる認可等の処分その他の行為(以下「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町とした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

鳥取県木の住まい建設資金助成条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第10号

鳥取県木の住まい建設資金助成条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材(以下「県産材」という。)を活用した木造住宅の建設等に要する資金の一部を助成することにより、県産材の需要拡大と地場産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県産材活用住宅 県産材を10立方メートル以上使用して建設される木造住宅をいう。

(2) 県産材活用住宅の建設等 新たに県産材活用住宅を建設し、又は新たに建設された県産材活用住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をした者に対し、予算の範囲内で木の住

まい建設資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、使用する県産材の量に1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額（1戸につき60万円を限度とする。）とする。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日以前に補助金の選定結果の通知を受けた者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

鳥取県育英奨学事業特別会計条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第11号

鳥取県育英奨学事業特別会計条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、育英奨学事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条 この会計においては、育英奨学資金貸付金の元金収入、一般会計からの繰入金、国からの支出金及び附属諸収入をもってその歳入とし、育英奨学資金貸付金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第12号

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき締結する契約をいう。以下同じ。）を締結す

ることができる契約の範囲を定めることを目的とする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品を借り受ける契約(商慣習上複数年にわたり契約を締結することが通例であるものに限る。)

ア 複写機、コンピュータ(入出力装置を含む。)その他の事務用機器(一般の事務の用に供するものに限る。)

イ 駐車場の管理の用に供する機器その他の庁舎及び公有地の管理の用に供する機器

(2) 前号に掲げる物品(県が所有し、又は使用するものに限る。)の保守点検その他の維持管理に必要な業務の提供を受ける契約

(議会への報告)

第3条 知事は、長期継続契約を締結したときは、契約の相手方、契約金額、契約期間その他の契約の内容を、当該長期継続契約を締結した日以降の最初の鳥取県議会に報告しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。